

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
鳥取市	河原地域（佐貫）	令和5年3月9日	令和 年 月 日

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	23.1 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.1 ha
③ 地区内における35才以上の農業者の耕作面積の合計	20.1 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10.5 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.9 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	8.1 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p>・地区内の小規模農家では、将来的に農業経営を維持するとしながらも、赤字経営や後継者が未定である等の課題を抱え、地区としても中心になる人や組織がない状況である。</p>
<p>・耕作放棄地や鳥獣被害が見られ早急な対策が必要となっている。</p>
<p>・重要な農業インフラである大洲用水路の破損により耕作が困難となっている。また、老朽化した水路の清掃には、危険が伴い負担が大きい。</p>

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区の農地利用は、中心経営体が担うほか、地区内のその他の農業者が支えていくことで対応していく。農地所有者が耕作できなくなったら、中心経営体に集約していく。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

#### ●農地の貸付等の意向

貸付け意向の確認された農地は、31筆34,139㎡となっている。現在、貸付け意向のない方でも、様々な事情により営農が困難になった場合には、中心経営体等に貸付けを進めていく。

#### ●農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は、必要に応じて農地中間管理機構の活用を検討する。

#### ●基盤整備事業への取組方針

農業用水の確保のため、大渕用水路改修を進める。

#### ●新規・特産化作物の導入方針

白ネギ・アスパラガス・果樹（梨）などの作物について検討する。

#### ●鳥獣被害防止対策の取組方針

イノシシ、シカ等被害がある。個人で電気柵を設置している箇所は、継続して維持管理していくが、今後は電気柵・ワイヤーメッシュで集落の農地全体を囲むことも検討する。

#### ●災害対策への取組方針

用排水路の掃除は総事で行っている。今後も用排水路の掃除や点検を行い、また修理の強化を図っていく。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
鳥取市	河原地域（八日市）	令和5年3月9日	令和 年 月 日

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	24.8	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.4	ha
③ 地区内における34才以上の農業者の耕作面積の合計	19.4	ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	14.3	ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	－	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.6	ha
(備考)		

### 2 対象地区の課題

・地区内の担い手の育成が課題となっている。
・地区の60歳以上の農業者の割合が9割以上と高く、高齢化や後継者不足が課題となっている。
・重要な農業インフラである大洲用水路の破損により耕作に支障が出ている。また、老朽化により管理が大変になっている。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、稲作については中心経営体が担い、その他の農業者が支えていく方向で検討する。また、果樹については機械化が可能な部分を作業委託等により集約を図っていく。
---

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

##### ●農地の貸付等の意向

現在、貸付け意向の確認された農地はないが、様々な事情により営農が困難になった場合には、中心経営体等に貸付けを進めていく。

##### ●農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は、必要に応じて農地中間管理機構の活用を検討する。

##### ●基盤整備事業への取組方針

老朽化している大渕用水路は、農業用水だけでなく、防火用水や生活用水としても利用している地域の重要なインフラであるため、今後、必要な改修を進める。

##### ●新規・特産化作物の導入方針

梨や柿栽培等の収益性の高い作物の栽培を継続し、また収益性の高い品種への転換やあんぽ柿・干し柿の生産継続により、高齢者でも参加できる農業に転換を図っていく。

##### ●鳥獣被害防止対策の取組方針

イノシシ、シカ等被害がある。個人で電気柵を設置している箇所は、継続して維持管理していくとともに、ワイヤーメッシュで集落の農地全体を保護する。

##### ●災害対策への取組方針

用排水路の掃除と堰の点検を行い、また修理の強化を図っていく。また、水害、霜雹害、雪害等の被害防止のための対策に取り組む。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
鳥取市	河原地域（和奈見）	令和5年3月9日	令和 年 月 日

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	16.2 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9.6 ha
③ 地区内における53才以上の農業者の耕作面積の合計	9.6 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.2 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.9 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

・地区内の担い手の育成が課題となっている。
・地区内の60歳以上の農業者の割合が9割以上と高く、高齢化や後継者不足が課題となっている。
・重要な農業インフラである大洲用水路の破損により耕作に支障が出ている。また、老朽化により管理が大変になっている。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地利用は、中心経営体が担うほか、集落内のその他の農業者が支えていくことで対応していく。また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者があれば、受入れを促進する。農地所有者が耕作できなくなったら、中心経営体への集約を検討する。
--

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

##### ●農地の貸付等の意向

貸付け意向の確認された農地は、約150aとなっている。今後、様々な事情により営農が困難になった場合には、中心経営体等に貸付けを進めていく。

##### ●農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は、必要に応じて農地中間管理機構の活用を検討する。

##### ●基盤整備事業への取組方針

老朽化している大渕用水路は、農業用水だけでなく、防火用水や生活用水としても利用している地域の重要なインフラであるため、今後、必要な改修を進める。また、中心経営体の意向を聞きながら必要に応じて農地の区画拡大等の検討を進めていく。

##### ●新規・特産化作物の取組方針

環境保全型農業への取り組みを検討する。

##### ●鳥獣被害防止対策の取組方針

侵入防止柵の点検を行い、必要に応じて補修を行う。併せて、捕獲体制の構築等に取り組む。また、被害状況に応じた新たな侵入防止柵等の検討を行う。

##### ●災害対策への取組方針

用排水路の点検補修、土砂上げ、定期的な草刈りを行う。また、大雨等の水害対策についても必要に応じて検討する。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名	作成年月日	直近の更新年月日
鳥取市	河原地域（谷一木）	令和5年3月9日	年 月 日

### 1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	27.0 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15.3 ha
③ 地区内における40才以上の農業者の耕作面積の合計	15.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.0 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集落営農法人が地域の中心的な担い手となっているが、組合員の高齢化が深刻になっている。</li> <li>・ 将来の担い手の不足やその育成への対応、法人への若者の参加が課題となっている。</li> <li>・ 今後、農業者の高齢化や後継者不足により、遊休農地・耕作放棄地の増加が懸念される。</li> <li>・ 水路の漏水、暗渠の機能低下など農業インフラが老朽化している。</li> <li>・ イノシンなどの鳥獣被害が多い。</li> <li>・ 法面の草刈りなどの負担が大きい。</li> </ul>
---

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地区の農地利用は、中心経営体が担うほか、集落内のその他の農業者が支えていくことで対応していく。</li> <li>・ 農地所有者が耕作できなくなったら、中心経営体に集約を進める。ただし、中心経営体が耕作できなくなったら地区外の大規模な農業者等の受け入れを検討する。</li> <li>・ 入作を希望する農業者や新規就農者があれば、受け入れを検討する。</li> </ul>
---

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

●農地の貸付等の意向

様々な事情で営農の継続が困難になった場合は、中心経営体に貸付けを検討する。

●農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借は、農地中間管理機構の活用を検討する。

●基盤整備事業への取組方針

集落で協力しながら、中心経営体等が耕作しやすいように区画拡大、用排水路・暗渠の整備など必要に応じて検討していく。

●新規・特産化作物の導入方針

連作障害が少なく栽培管理がしやすい作物、また高齢者でも生産できる作物について、生産性や採算性を踏まえて検討していく。

●鳥獣被害防止対策の取組方針

鳥獣対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。また、現在設置しているワイヤーメッシュ等を適切に維持管理していく。

●災害対策への取組方針

被害防止のため、農道、用排水路等の定期的な保守・点検、修繕に取り組む。